

報道関係者 各位

平成30年11月30日
 (照会先)
 事業推進統括部
 国民年金事業推進グループ長 住谷 正明
 参事役 山田 英幸
 (電話直通 03-6892-0764)
 経営企画部広報室 広報室長 山田 勝
 (電話直通 03-5344-1110)

「国民年金保険料強制徴収集中取組月間」の実施について

1. 趣旨

日本年金機構では、国民年金第1号被保険者の皆さまに国民年金制度及び保険料の納付義務についてご理解いただくとともに、年金権の確保につなげるため、様々な収納対策に取り組んでいます。

本年度においては、控除後所得額300万円以上かつ未納月数7月以上の方を対象に強制徴収を実施しており、国民年金保険料を支払う能力をお持ちでありながら、たび重なる督促にもかかわらず、保険料を納付する意思がない方に対し、財産調査や差押えを集中して取り組むものです。

2. 取組期間

平成30年12月から平成31年1月

3. 取組内容

強制徴収対象者のうち、たび重なる督促にもかかわらず、保険料を納付する意思がない方に対し、財産調査や差押えなどの強制徴収を集中して取り組みます。

4. 取組対象者数

(1) たび重なる督促にもかかわらず納付する意思がない方	43,194人
(2) (1)のうち、控除後所得額が1,000万円以上ある方	2,303人

5. 強制徴収の実施状況

	最終催告状(※1)	督促状(※2)	財産差押
平成30年4月～9月分	93,556件 (6,313件)	34,311件 (2,313件)	6,655件 (173件)
平成29年4月～9月分	79,428件 (5,687件)	24,959件 (2,301件)	4,328件 (161件)

※1) 最終催告状…強制徴収の対象者に対し、納付書とともに送付する催告文書。記載した指定期限までに納付を求め、指定期限までに納付されない場合は、滞納処分(財産差押え)を開始することを明記している。

※２）督促状………最終催告状送付後、指定期限までに納付されない者に対し納付を督促する文書。督促状の指定期限までに納付されない場合は、滞納処分が開始され、延滞金が課せられるほか、滞納者だけでなく連帯納付義務者（滞納者の世帯主や配偶者）の財産差押えが実施される。

※３）括弧内は、控除後所得額 1,000 万円以上の方の再掲。

6. その他

各都道府県の記者クラブ等に同様の公表を行います。

以上

集中取組対象者数及び強制徴収の実施状況(都道府県別)

(単位:件)

(単位:人)

	強制徴収の実施状況(平成30年4月～平成30年9月分)						集中取組対象者数 (平成30年12月～平成31 年1月実施)	
	最終催告状		督促状		財産差押			うち所得 1,000万円以 上(※)
		うち所得 1,000万円以 上(※)		うち所得 1,000万円以 上(※)		うち所得 1,000万円以 上(※)		
全国	93,556	6,313	34,311	2,313	6,655	173	43,194	2,303
北海道	2,063	129	1,030	67	91	3	1,043	73
青森県	852	33	480	18	22	0	399	11
岩手県	608	15	347	3	56	0	249	3
宮城県	1,248	67	364	25	62	3	648	28
秋田県	232	2	123	1	10	0	101	1
山形県	417	22	182	8	8	2	128	3
福島県	988	38	400	10	57	1	391	10
茨城県	2,181	92	1,510	55	147	0	808	19
栃木県	1,721	122	718	39	69	0	306	20
群馬県	1,393	49	683	13	82	0	459	17
埼玉県	8,705	571	2,865	192	271	20	4,009	255
新潟県	774	17	116	8	97	2	527	28
長野県	865	55	254	13	44	3	266	11
千葉県	5,907	307	2,848	137	525	20	1,566	55
東京都	20,427	2,314	6,857	786	1,330	43	8,754	516
神奈川県	6,207	442	2,081	160	742	46	3,581	184
山梨県	724	18	337	8	49	4	102	1
富山県	603	22	336	11	38	0	258	10
石川県	593	14	265	4	48	0	116	1
岐阜県	1,625	46	404	17	62	0	694	22
静岡県	2,223	109	1,413	63	150	1	1,298	39
愛知県	9,016	465	4,182	207	527	1	3,824	165
三重県	944	41	371	9	60	0	600	17
福井県	293	11	117	8	61	2	122	9
大阪府	5,489	282	2,177	105	650	1	3,345	189
兵庫県	2,590	109	452	23	394	1	2,500	171
滋賀県	764	50	147	11	36	0	483	19
京都府	1,380	86	501	33	71	1	852	42
奈良県	814	65	159	18	99	0	491	33
和歌山県	391	20	89	4	36	1	283	20
鳥取県	168	2	69	1	27	0	73	2
島根県	175	4	34	1	22	0	76	0
岡山県	631	31	143	17	24	0	281	13
広島県	343	16	91	7	51	1	411	17
山口県	678	20	153	6	35	0	261	10
徳島県	412	19	98	9	17	0	82	5
香川県	483	9	157	0	40	0	227	6
愛媛県	679	27	191	2	42	1	97	1
高知県	193	8	26	3	16	2	78	2
福岡県	2,440	206	378	86	180	3	1,438	122
佐賀県	476	31	22	0	11	0	250	27
長崎県	711	30	155	7	102	5	292	16
熊本県	1,051	82	183	32	46	1	520	30
大分県	526	17	223	3	27	0	132	4
宮崎県	547	30	85	3	11	0	213	8
鹿児島県	734	31	72	13	47	0	218	15
沖縄県	1,272	137	423	67	63	5	342	53

※表中の「所得」は控除後所得。